

議員提出議案第 2 号

琴浦町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び琴浦町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日 提 出

| | | | | | |
|-----|---------|---|---|---|---|
| 提出者 | 琴浦町議会議員 | 前 | 田 | 智 | 章 |
| 賛成者 | 同 | 新 | 藤 | 登 | 子 |
| | 同 | 手 | 嶋 | 正 | 巳 |
| | 同 | 高 | 塚 | | 勝 |
| | 同 | 大 | 平 | 高 | 志 |

平成 3 1 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成31年琴浦町条例第 号

琴浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町議会委員会条例(平成16年琴浦町条例第197号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第1章 (常任委員会の設置) 第1条 略</p> <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 11人 総務課・<u>企画政策課</u>・商工観光課・税務課・出納室に関する事項及び他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 11人 <u>子育て応援課</u>・福祉あんしん課・<u>すこやか健康課</u>・教育委員会事務局に関する事項</p> <p>(3) 農林建設常任委員会 10人 農林水産課・<u>建設環境課</u>・農業委員会事務局に関する事項</p> <p>(4) 略</p> | <p>第1章 (常任委員会の設置) 第1条 略</p> <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 11人 総務課・<u>企画情報課</u>・商工観光課・税務課・出納室に関する事項及び他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 11人 <u>町民生活課</u>・<u>子育て健康課</u>・福祉あんしん課・教育委員会事務局に関する事項</p> <p>(3) 農林建設常任委員会 10人 農林水産課・<u>建設課</u>・<u>上下水道課</u>・農業委員会事務局に関する事項</p> <p>(4) 略</p> |

附 則

(施行期日)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。